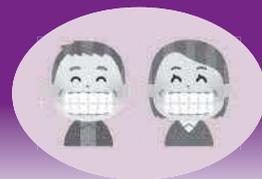


# 高齢者を対象とした 無料の歯科健診を実施しています



高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を12月31日（歯科医療機関の休診日を除く）まで実施しています。対象の方でまだ受診していない方は、この機会にぜひ受診しましょう。

- ◇**対象者** 茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳を迎えた方
  - ①昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの方（満75歳）
  - ②昭和16年4月1日～昭和17年3月31日生まれの方（満80歳）
  - ③昭和11年4月1日～昭和12年3月31日生まれの方（満85歳）

※8月下旬に対象となる方への健診の案内を送付しています。（施設入所者等を除く）  
※紛失した等、再発行を希望される場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。
- ◇**受診場所** 茨城県歯科医師会所属で、本事業を実施する歯科医療機関  
※詳細については対象者に送付している実施歯科医療機関一覧をご確認ください。
- ◇**受診回数** 1年度につき1回
- ◇**受診方法** 送付した実施歯科医療機関一覧の中からご希望の歯科医院に予約し、被保険者証・受診券・受診票・歯ブラシを持って受診してください。  
※「受診票」の「問診項目」は事前にご記入ください。
- ◇**健診内容** 問診、口腔内の状態の検査、口腔機能の評価等（入れ歯の方も受診できます）  
※受診料は無料ですが、歯科健診に引き続き治療を行う場合には別途料金がかかります。
- ◇**問合せ** 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎029-309-1212

～年末調整・確定申告に必要な書類です～

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、その年の1月1日から12月31日までに納付した全額が、所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるには、年末調整や確定申告などの際に、保険料を納付したことを証明する領収証書などを添付することが義務付けられています。

このため日本年金機構では、1年間に納付した国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」というハガキを、11月上旬または2月上旬に次の方を対象に送付します。

- ①**11月上旬送付対象者** 令和4年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方
- ②**2月上旬送付対象者** 上記①以外の方で、令和4年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した方

### ●社会保険料控除とは…

自分自身や配偶者、その他の親族の負担すべき国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などの社会保険料を納付（給与から天引きされた金額も該当）したときに受けられる所得控除のことです。

### ●大学生の子どもや家族などの国民年金保険料を納付したときは…

配偶者やご家族が負担すべき国民年金保険料を納付したときは、その納付額をご自身の納付額と合わせて申告することができます。ご家族あてに送られた控除証明書も添付して申告してください。

### ▶ 控除証明書に関するお問合せは『ねんきん加入者ダイヤル』へ

- ・ナビダイヤル ☎0570-003-004（IP電話、海外からは利用不可）
- ・一般電話 ☎03-6630-2525（IP電話、海外からも利用可能）

※土曜日（第2土曜日を除く）・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はご利用できません。

◎受付時間 月曜日～金曜日・午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日・午前9時30分～午後4時